

金の密輸入に対する罰則強化

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 背景

近年、輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入が急増しており、またそれに関連した現金の密輸出等も発生するなど、税関における水際での不正輸出入への対応強化は急務となっている。金の密輸入は組織的に行われることも多く、密輸入を通じて得られた利益は、犯罪組織の資金源になっている可能性があると考えられ、悪質性が極めて高い。

このような中、本年11月7日、財務省関税局は、『「ストップ金密輸」緊急対策』を策定し、一層厳格な密輸取締りを行うこととしたところであり、そのための有効な対応策の一つとして罰則の強化も挙げられている。

(参考1) 「ストップ金密輸」緊急対策

金の密輸に対し税関における水際での法執行を積極的かつ厳格に推進するために策定。主な対策の内容は、検査の強化（第一の柱）、処罰の強化（第二の柱）、情報収集及び分析の充実（第三の柱）。

2. 検討

(1) 無許可輸出入等の罪（関税法第111条）

輸入消費税の脱税を目的として金を密輸入した場合には、消費税ほ脱罪及び地方消費税ほ脱罪のほか、関税法上の無許可輸出入等の罪（第111条）の3罪が成立する。また、金を国内で売却し、換金した現金を密輸出していると窺われる事案も発生しているが、その場合には関税法上の無許可輸出入等の罪のみが成立することとなる。

(参考2) 各罪の現行法定刑

消費税法第64条（消費税ほ脱罪）及び地方税法第72条の109（地方消費税ほ脱罪）：10年以下の懲役・1000万円以下の罰金（脱税額が1000万円を超える場合は脱税額まで）

関税法第111条（無許可輸出入等の罪）：5年以下の懲役・500万円以下の罰金

金の密輸入は不正な金銭的利益を得る目的で行われていること、また税関長に認められた行政制裁の一種である通告処分の際には、罰金相当額を納付すべき旨を通告することとなるため、犯則者に対して一層の経済的不利益を与えると共に、金の密輸入に対する抑止効果が十分発揮できる罰金水準が設定されていることが重要となる。しかしながら、無許可輸出入

等の罪の現行罰金上限額は 500 万円であり、現下の金の密輸入の発生状況を踏まえてみても、刑罰の目的である抑止効果及び可罰効果を発揮できる十分な水準とは言い難い。

(参考 3) 通告処分について

通告処分制度は、租税分野における犯則事案の大量性、専門性、訴訟経済性等を踏まえ明治 23 年、間接国税に関する犯則事件に対して導入された特殊な行政制裁制度であり、関税犯則事件についても、同年に併せて導入されている。類似の制度としては、昭和 43 年に導入された交通反則通告制度がある。通告の旨を履行するかどうかは犯則者の自由な意思により、履行しない場合には検察官に告発され、通常の刑事手続に移行することとなる。

また、現行の無許可輸出入等の罪は、同じく輸出入に関する規制である外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 69 条の 7（無許可輸出入等の罪）の法定刑を参考に設定されているが、外為法においては、本年 10 月 1 日、安全保障上の懸念に繋がる貨物が無承認で輸入されることや、我が国の企業等が保有する軍事転用可能な貨物や技術が懸念国に無許可輸出されることを防止するため、従来からの貨物価格の 5 倍まで罰金を加重することのできる規定を維持した上、罰金上限額が 500 万円から 1000 万円に引き上げられたところである。外為法と共通する保護法益のある関税法においても同様に引上げを行う必要性が認められると共に、この機会に外為法並びの加重規定を関税法上に設けることについても合理性はある。

(参考 4) 外為法第 69 条の 7（無許可輸出入等の罪）：10 年以下の懲役・1000 万円以下の罰金（貨物の価格の 5 倍が 1000 万円超の場合、価格の 5 倍まで）

(2) 密輸品譲受等の罪（関税法第 112 条）

また、密輸入された金であることを知って金の買取りや運搬等をした者には、密輸品譲受等の罪（第 112 条）が成立することとなる。金の密輸実行者のみならず、日本国内における金の回収役、換金役、更には情を知って密輸入された金を購入する悪質な買取業者を厳正に処分するため、無許可輸出入等の罪の罰金上限額の引上げと併せ、密輸品譲受等の罪についても引上げを行う必要性がある。

(参考 5) 関税法第 112 条第 3 項（密輸品譲受等の罪）：3 年以下の懲役・300 万円以下の罰金

以上の無許可輸出入等の罪及び密輸品譲受等の罪の罰金上限額の引上げの効果は、金に限らず、全ての貨物について及ぶこととなるが、罰則強化の必要性は金に限られるものではなく、あくまで罰金上限額の引上げであり、最終的には刑事裁判において、裁判官が犯罪の悪質性等を踏まえ法定刑の範囲内で量刑を行うものであることから、法定刑の引上げ自体に妥当性はあるものと考えられる。

3. 改正の方向性

金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸者入等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入等の罪（関税法第 111 条）及び密輸品譲受等の罪（第 112 条）の罰金額を以下のとおり引き上げることとしてはどうか。

- 無許可輸出入等の罪（現行：罰金 500 万円以下）→罰金 1000 万円以下（貨物の価格の 5 倍が 1000 万円超の場合、価格の 5 倍まで）
- 密輸品譲受等の罪（現行：罰金 300 万円以下）→罰金 500 万円以下（貨物の価格の 3 倍が 500 万円超の場合、価格の 3 倍まで）